

# 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 コンプライアンス規程

平成27年1月23日  
理事会決定

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重することにより、当法人が社会的信頼を確保し、大会の確実な開催と成功に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「コンプライアンス」とは、業務上の運営及び行為に際し、法規等を守り、社会からの要請に適合させることをいう。
- (2) 「法規等」とは、適用のある法令又は行政上の通達・指針等（外国におけるものを含む。）及び当法人の規程等をいう。
- (3) 「当法人の規程等」とは、「規程等管理規則」の定めに従って管理簿に登録された規程等をいう。
- (4) 「役員」とは、当法人の理事及び監事をいう。
- (5) 「職員」とは、当法人の指揮命令下において業務を遂行するすべての者をいう（アルバイト・パート、ボランティア職員を含む。）。
- (6) 「構成員」とは、当法人の役員、職員、名誉会長、顧問会議構成員、専門委員及び参与をいう。
- (7) 「取引先等」とは、契約等に基づいて当法人の業務運営及び行為を実施する者をいう。

## 第2章 コンプライアンス委員会

(委員会の設置)

第3条 コンプライアンスに係る体制構築及び推進のため、当法人に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第4条 委員会は、事務総長に直属し、当法人内の他の組織から独立した組織とする。

2 委員会は、コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）及びコンプライアン

ス委員（以下「委員」という。）で構成される。

- 3 委員長は、当法人のチーフ・コンプライアンス・オフィサーをもって充て、委員会の業務を統括する。
- 4 委員は、各局の局長から構成する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者または専門的な知見を有するものの出席を求め、意見を徴することができる。

（職務）

第5条 委員会は、事務総長の指示に基づき、次に掲げる事項について検討、審議、又は実施し、その結果を事務総長に報告することをその職務とする。

- (1) コンプライアンスに関する基本方針、計画及び体制の策定に関すること
  - (2) コンプライアンスに関する規程等の策定に関すること
  - (3) コンプライアンスに関する教育・研修の計画の策定及び実施に関すること
  - (4) コンプライアンスに関する監督、検査及び監査に関すること
  - (5) 前号の監督等により指摘した事項に対する改善策の検討及び提言に関すること
  - (6) 前号の改善策又は再発防止策の実施状況のモニタリングに関すること
  - (7) コンプライアンスに関する内部通報及び外部通報に関すること
  - (8) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関すること
- 2 各部署は、委員会より、その職務に関連して協力要請があった場合には、それに協力する義務を負う。
  - 3 委員会は、その職務において監査（第1項第4号の監査を含むが、これに限られない。）を要する場合は、当法人の内部監査部門に実施させることができる。

（委員会の開催）

第6条 委員長は、1年度に2回以上、各委員を招集し、委員会を開催する。

- 2 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を要するものとする。

（決議）

第7条 委員会の決議事項は、原則として出席委員の多数決によるものとし、可否同数の場合は、委員長の決定するところによるものとする。

（議事録）

第8条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

### 第3章 コンプライアンス委員会事務局

（事務局の設置）

第9条 委員会の活動を補佐するため、コンプライアンス委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(組織)

第10条 事務局は、コンプライアンス委員会事務局長（以下「事務局長」という。）及びコンプライアンス委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）で構成される。

- 2 事務局長は、委員長が指名する。
- 3 事務局職員は、事務局長が指名する。

(職務)

第11条 事務局は、委員長の指示に基づき、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関することをその職務とする。

- (1) 委員会の事務に関すること
  - (2) コンプライアンスに関する研修の実施に関すること
  - (3) コンプライアンスに関する相談・通報の対応に関すること
  - (4) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項に関すること（委員会の職務に含まれるものを除く。）
- 2 事務局職員は、前項に定める職務を実施する上で必要と認められる範囲において、当法人における全ての部署・役員・職員を対象に、議事録、帳票、書類及び資料の提出を求め、又は事実の説明その他必要な事項につきこれを聴取し、若しくはその回答を求めることができる。

#### 第4章 コンプライアンスの推進

(各局におけるコンプライアンスの統括及び推進)

第12条 各局におけるコンプライアンスの統括及び推進のため、各局にコンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、原則として、各局の局長とする。
- 3 統括責任者は、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を自局の部長級職員から、コンプライアンス推進担当者（以下「推進担当者」という。）を自局の職員から、それぞれ指名して、自局のコンプライアンス業務を推進する。
- 4 推進責任者及び推進担当者は、委員会及び事務局の指示に基づき、各局におけるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関する業務を実施する。
- 5 推進責任者は、前項の業務の実施結果を統括責任者に報告し、当該報告を受けた統括責任者は、委員会及び事務局の指示に基づきこれを委員会に報告しなければならない。

(構成員の責務)

第13条 構成員は、常に、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当法人に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。

- 2 構成員は、常に、コンプライアンスに違反する行為を自ら行ってはならず、また、他

者との間でコンプライアンスに違反する行為を共謀、指示、支援、幫助、教唆、示唆又は黙認する行為を行ってはならない。

3 構成員は、次に掲げる場合であっても、コンプライアンスの違反となることにつき何ら影響がないことを理解するとともに、常に、コンプライアンスの違反を未然に防止し、また、コンプライアンスの違反を誘発する要因を取り除くよう努めなければならない。

- (1) 法規等を知らなかった場合
- (2) 法規等に違反することにつき、故意又は重大な過失がなかった場合
- (3) 当法人の利益を図る目的で行った場合
- (4) 第三者の誘いを断ることができなかった場合

(役員及び職員の責務)

第14条 役員及び職員は、他の構成員がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知った場合又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれが生じた場合は、当法人の規程等に従い、速やかにその事実を通報しなければならない。

2 役員及び職員は、自らの行為がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷う場合又はコンプライアンス違反となるおそれのある行為を要求された場合には、委員会、事務局又は統括責任者に事前に照会、確認しなければならない。

3 役員及び職員は、前項において、緊急を要する場合、適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難であった場合は、事後速やかに委員会、事務局又は統括責任者に報告しなければならない。

4 役員及び職員は、当法人の規程等に従い、継続的にコンプライアンス研修を受けなければならない。

5 役員及び職員は、当法人の規程等に従い、コンプライアンスに関して定期的に誓約書を提出しなければならない。

6 役員及び職員は、取引先等が、常に、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当法人に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行をするように、取引先等を管理及び監督しなければならない。

(評議員の責務等)

第15条 当法人の評議員は、その職務の遂行に際して、本規程の定め及びその趣旨を理解し、遵守・尊重するものとし、当法人の役員及び職員は、評議員がこれを十分に理解し、遵守・尊重するように働きかけなければならない。

## 第5章 審査委員会

(審査委員会の設置)

第16条 職員の懲戒処分に関する判断を行うため、当法人に、審査委員会を設置する。

(組織)

第17条 審査委員会は、事務総長に直属し、当法人内の他の組織から独立した組織とする。

2 審査委員会は、審査委員長及び審査委員で構成される。

3 審査委員長は、副事務総長とする。なお、副事務総長が複数名選任されている場合には、うち1名を事務総長が任命する。

4 審査委員は、原則として、各局の局長とする。

(職務)

第18条 審査委員会は、事務総長の命を受け、職員の懲戒処分について、検討、審議し、その結果を事務総長に報告する。

2 審査委員会は、委員会に対して、事務総長からの指示に関する事項について報告を求めることができる。

3 その他審査委員会の開催、運営に関して必要な事項は、別途事務総長が定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第19条 コンプライアンスに係る体制及び推進に関して必要な事項は、本規程に定めるもののほか、コンプライアンス委員長が定める。

(改廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

本規程は、平成27年1月23日より施行する。